

保護観察付全部猶予者調査票

(別紙様式第1)

裁判長(官)認印欄

(裁判所 支部 平成 年保観第 号)

保護観察付全部猶予者調査票

1 被告人

氏名等

ふりがな

氏 名

(歳 年 月 日生, 男・女)

職 業 (犯行時)

(裁判時)

(将 来)

本 籍

住 居 (犯行時)

(裁判時)

帰住予定地

保護者又は身元引受人

住 居

氏 名

(歳)

職 業

本人との関係

2 裁判

判決裁判所及び裁判官

裁判所 支部 刑事第 部 係

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

判決宣告年月日 平成 年 月 日

※判決確定年月日 平成 年 月 日

罪名・罰条

刑名・刑量

執行猶予 年 保護観察 (裁量・必要)

3 犯罪事実の要旨及びその原因・動機

4 刑の全部の執行を猶予した情状

5 犯罪歴及び非行歴

6 生活歴

[学歴] 卒・中退 (年) ・在学 (年)

[職歴]

[勤労状況] 良・普通・不良・不詳・ ()

[その他]

7 心身の状況

[身体] 壮健・普通・虚弱・疾病・不詳・ ()

[精神疾患] 有 () ・無・不詳

[知能] 優良・普通・劣等・不詳・ ()

[その他]

8 家族関係・生活状態等

[家族構成]

[家族との折り合い] 良・普通・不良・不詳・ ()

[生活状態] 富裕・普通・貧困・困難・不詳・ ()

[その他]

9 交友及び近隣の関係

[不良交友] 有 () ・無・不詳

離脱の見込み 有望・やや困難・困難・不詳・ ()

[その他]

10 特別遵守事項に関する裁判所の意見

11 その他の裁判所の意見及び参考事項

平成 年 月 日

裁判所 支部 裁判所書記官 氏 名 印

(注意) この調査票中、2裁判欄の※印の欄は、上訴の申立てがあった場合には記入する必要はない。

保護観察付全部猶予者の特別遵守事項の標準設定項目

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
A 犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止	
1 特定の者との交際の禁止	
<p>【暴力団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <input type="checkbox"/> 暴力団事務所に出入りしないこと <input type="checkbox"/> 名刺、バッジ等を所持しないこと <p>【暴走族】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <input type="checkbox"/> 集会や暴走行為を見に行かないこと <input type="checkbox"/> 特攻服を入手したり着たりしないこと <p>【共犯者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと <p>【その他不良集団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴力団事務所に出入りしないこと ・暴力団の名刺、バッジ等を所持しないこと ・暴走族関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴走族の集会や暴走行為を見に行かないこと ・特攻服を入手したり着たりしないこと ・共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・チームやギャングのメンバーとの交際を絶ち、一切接触しないこと
2 特定の場所への出入り・遊興による浪費の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 競馬場、競輪場、競艇場など射幸的行為が行われる場所に入出入りしないこと <input type="checkbox"/> パチンコ店やスロット店に入出入りしないこと <input type="checkbox"/> 違法カジノなど賭博行為が行われる場所に入出入りしないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・競馬場、競輪場、競艇場などのギャンブルが行われる場所に入出入りしないこと ・パチンコ店やスロット店に入出入りしないこと ・違法カジノなど賭博行為が行われる場所に入出入りしないこと
3 飲酒の禁止	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 飲酒しないこと（断酒） <input type="checkbox"/> 酩酊するまで飲酒しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒を一切飲まないこと ・自宅以外の場所で、酩酊するまで飲酒しないこと ・1日当たりビール中びん1本以上飲まないこと
4 薬物の入手・使用に結び付く行為の禁止	
<p>【規制薬物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規制薬物、指定薬物又は危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品）の使用者や密売人と接触しないこと <input type="checkbox"/> 危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品）を入手し、又は使用しないこと <input type="checkbox"/> 注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと <p>【有機溶剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 有機溶剤の乱用者や密売人と接触しないこと <input type="checkbox"/> 有機溶剤を入手しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤、大麻、麻薬などの規制薬物、指定薬物又は危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品）の使用者や密売人と一切接触しないこと ・危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品）を入手し、又は使用しないこと ・注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと ・シンナーなどの有機溶剤の乱用者や密売人と一切接触しないこと ・正当な理由なくシンナーなどの有機溶剤を入手しないこと

5 つきまとい等の禁止	
【他人】 <input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと 【子ども】 <input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと <input type="checkbox"/> 小学校、児童館等の施設に出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと 【有罪判決の理由となった犯罪行為の被害者等】 <input type="checkbox"/> 一切接触しないこと <input type="checkbox"/> 直接会わないこと <input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと <input type="checkbox"/> 通常所在する場所に入出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の身辺につきまとわないこと ・子どもの身辺につきまとわないこと ・小学校や児童館など子どもが集まる施設に入出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと ・被害者等に一切接触しないこと ・被害者等に直接会わないこと ・被害者等の身辺につきまとわないこと ・被害者等の自宅や職場付近をはいかいしないこと
6 深夜はいかひの禁止	
<input type="checkbox"/> 深夜に無断外出をしないこと【犯行の時間帯が深夜である者の場合】 <input type="checkbox"/> 深夜はいかひ・たむろをしないこと【更に、深夜に犯罪性のある者と接触するおそれがある者の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜に無断外出しないこと ・深夜にはいかひしたりたむろしたりしないこと
B 労働・通学その他の健全な生活態度を保持するために必要な特定の行動の実行又は継続	
<input type="checkbox"/> 就労又は就職活動の継続 <input type="checkbox"/> 精神科医の指示による服薬の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動を行い、又は仕事をする ・親元で家業に従事すること ・精神科医の指示に従って、幻覚、妄想の症状抑制又は緩和に必要な服薬を継続すること
C 指導監督を行うため事前の把握が特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項の申告	
【申告内容】 <input type="checkbox"/> 7日未満の旅行 <input type="checkbox"/> 退職・転職 <input type="checkbox"/> 退学・休学 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚【内縁関係の解消を含む。】 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 養子縁組	<ul style="list-style-type: none"> ・3泊以上の外泊をするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること ・仕事をやめたり転職しようとしたりするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること ・配偶者と別居するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
D 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること	
<input type="checkbox"/> 性犯罪者処遇プログラム <input type="checkbox"/> 薬物再乱用防止プログラム <input type="checkbox"/> 暴力防止プログラム <input type="checkbox"/> 飲酒運転防止プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者処遇プログラムを受けること ・薬物再乱用防止プログラムを受けること ・暴力防止プログラムを受けること ・飲酒運転防止プログラムを受けること
E 地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うこと	
<input type="checkbox"/> 社会貢献活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の長の定める計画に基づき社会貢献活動を行うこと
F その他指導監督を行うため特に必要な事項	
<input type="checkbox"/> 更生保護施設の規律の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと
<input type="checkbox"/> 交通に関する学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の長の定める交通に関する学習をすること